

東久留米市教育委員会殿

学校名 東久留米市立南町小学校
校長名 永瀬 功 二

令和6年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、東久留米市立学校の管理運営に関する規則第20条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

教育目標1 よく聞いてすすんで考える(物事の本質をとらえ創造的・実践的な思考をする)

2 助け合って実行する (公正な態度と思いやりをもって助け合う)

3 身体をきたえる (すすんで身体をきたえ健康な体をつくる)

教育目標の達成に向け、特別支援教室での小集団指導等を通して、障害の克服と状態の改善を図り、在籍学級への適応改善と完全退室を目指す。

- (1) 自立を目指し、生活に必要な知識・技能・態度・習慣を付けさせる。
- (2) 自信を付け、情緒の安定を図る。
- (3) 自立活動と関連付けて各教科の補充を行い、苦手意識の克服を図る。
- (4) 豊かな表現力やコミュニケーション能力の育成を図る。
- (5) 感覚統合・環境把握の能力の育成を図る。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 一人一人の障害の状態や特性・発達を把握し、個に応じた指導の目標や手だてを明確にする。
- (2) 連携型個別指導計画を作成して、指導の充実を図る。
- (3) 在籍学級での適応状況を把握し、学校生活支援シートを基に共通理解を進めながら、在籍学級に戻す機会を語る。
- (4) 自立活動を中心とした指導を行い、自信と意欲の向上を図る。
- (5) 小集団指導の充実を図り、適応改善に努める。

3 指導の重点

- (1) 自分の気持ちや行動を調整する力を身に付けさせ、情緒の安定を図る。
- (2) 対人関係において、自他の区別ができるようにさせるとともに、気持ちや考えを円滑に伝達し合うコミュニケーション能力を身に付けさせ、楽しく心地よい関わりを維持できるようにする。
- (3) 日常生活や学習活動に必要な基本的態度及びソーシャルスキルの習得と改善を図る。
- (4) 言語及び数量・空間・時間等の概念形成を図り、教科学習や日常生活において活用できるようにする。
- (5) 指示やルールに従って体を動かしたり運動したりする経験を通して、自分の体に意識を向けさせ、自分の動きを調整する力を身に付けさせる。

様式1の2

4 その他の配慮事項

- (1) 児童の学年や特性、児童相互の関係及び在籍学級の時間割等を考慮して、個々の児童の実態に合わせて時間割を設定する。
- (2) 在籍学級での学習や生活の様子を適切に把握し指導に生かすため、巡回指導教員による児童観察を行う。
- (3) 入室に関しては、特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会での検討を経て、児童と保護者の理解を得る。その上で、市の特別支援教室利用判定委員会にて入室の是非を検討する。
- (4) 終了が見込める児童には、不安なく終了できるよう、特別支援教室での指導回数を段階的に減らしていく。
- (5) 学級担任と巡回指導員との連携・協力を密にし、指導体制の工夫・改善に努める。
- (6) 特別支援教育専門員による児童観察を行い、在籍学級や家庭・専門機関との連携を密にし、指導効果を高める。